

平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役会長 佐山 展生
代表取締役社長 市江 正彦
問合せ先 執行役員 寺田 成利
(TEL. 03-5708-8280)

証券取引等監視委員会による当社元役員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元役員による内部者取引について、金融商品取引法違反（インサイダー取引）の事実が認められたとして課徴金納付命令の勧告を行ったとの発表がなされました。

これまで当社は、社内規程に基づき自社株式の売買に関して売買自粛期間制度、事前申請制度などの独自規制を設け、コンプライアンス教育などを通じて法令順守の体制を整えるなどにより、インサイダー取引防止に取り組んで参りました。今般、退任後の行為についてとは言え、当社元役員についてこのような事態に至ったことは誠に遺憾であり、関係者の皆様に、深くお詫びを申し上げます。

1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象者である当社元役員は、平成 26 年 5 月 27 日、その職務に関し、当社が、エアバス社製 A380 型航空機売買契約（以下「本件契約」といいます。）等に基づく同機の代金支払債務の履行が困難な経営状況にあり、債務不履行によってエアバス社から本件契約を解除された場合には、同社に支払い済みの前払い金合計約 260 億円が同社から返還されず減損損失になる等、事業継続に重大な疑義が生じる状況において、約定された期限の前払い金約 8 億円を支払わず、かかる債務不履行に対して、エアバス社が発出した本件契約を解除する前提となる本件契約所定の催告書が到達したことにより、上記債務不履行状態を解消できる見込みのない当社にとって、その後の本件契約解除がほぼ確実になった旨の、当社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、上記事実の公表前の同年 7 月 16 日及び同月 17 日、自己の計算において、当社株式合計 1 万 8600 株を売付価額合計 522 万 6600 円で売り付けた、とのことです。

以上の行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当するものと認められました。

上記の法令違反に対し、当該元役員が金融商品取引法に基づき、納付を勧告されている課徴金の額は、238 万円です。

2. 当社元役員について

当社元役員は、既に任期満了により退任をいたしております。

当社は本年、民事再生法の適用を申請したことに伴い、本年 3 月 1 日付で東京証券取引場第一部からの上場廃止となり、また同年 9 月 1 日付で確定した当社再生計画に基づき、全ての発行済株式の無償取得が行われ、9 月 29 日開催の当社取締役会決議に基づいて当該株式の消却が既に行われておりますが、民事再生手続下において今後再建を目指す上でも、改めて社内規程の遵守徹底を図るとともに、全役員・従業員のコンプライアンス教育の一層の充実を図って参ります。

以 上